

(5) 浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するため、適正な維持管理を怠ると処理機能が低下し、汚水の流出や悪臭の発生等の原因となることから、平成12年には「単独浄化槽の新設禁止」、平成17年には「放流水の水質基準の創設等」、「公共用水域の水質保全」に向けた浄化槽法改正がなされている。

これにより、浄化槽管理者には、清掃（浄化槽法第10条）および保守点検（同法第10条）の実施ならびに法定検査（同法第7条、11条）の受検の3つの義務が課されるとともに、生活環境の保全および公衆衛生上必要があると認めるとき等、市町村や都道府県は助言・指導・勧告等を行うことが定められている。

なお、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町の6市町は、維持管理費に対する補助制度を有しており、適正な維持管理を推進している。

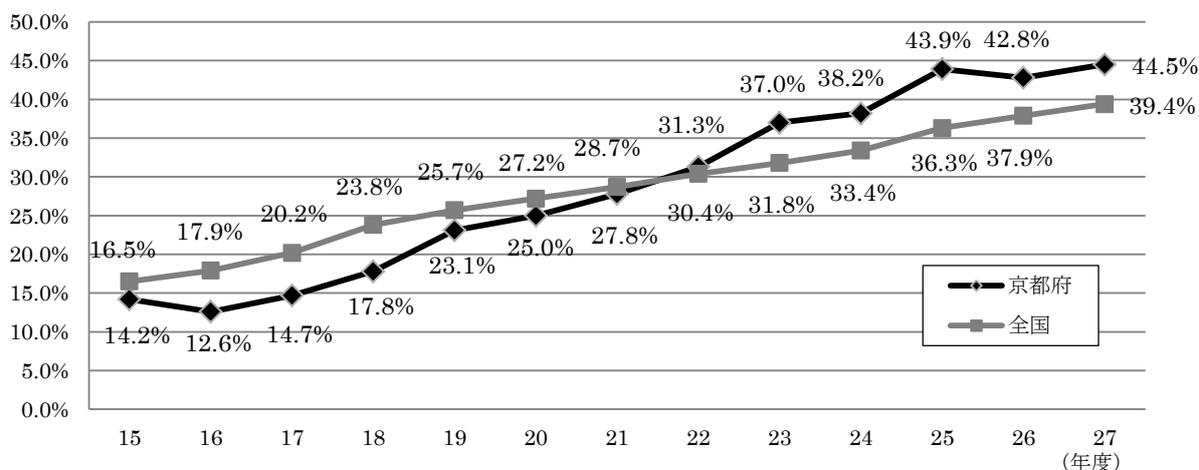
区分	浄化槽法	内容	時期	実施業者	指導権限
清掃	第10条	バキューム車による汚泥 抜き取り等	1回/年 以上	清掃業者（市町村が許可）	市町村 ^{※1}
保守点検	第10条	本体や付属部品の点検と 調整、消毒剤の補充等	1回/4カ月 (一般家庭用浄化槽)	保守点検業者（府が登録）	市町村 ^{※1}
法定検査	第7条	設置後の浄化槽が正しく 機能しているか確認する ための水質検査	設置時（使用開始 後4～8カ月内）	指定検査機関（府が指定） 一般社団法人京都微生物研究所 公益社団法人京都保健衛生協会	^{※2} 都道府県 ^{※3} 福知山市 舞鶴市 久御山町 伊根町 与謝野町
	第11条	清掃および保守点検が適 正に行われていることを 確認するための水質検査	1回/年		

※1 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年4月施行）により、府から市町村へ権限移譲

※2 浄化槽法改正（平成18年2月施行）により追加

※3 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成27年4月施行）により、府から一部の市町村へ権限移譲

(6) 浄化槽法定検査受検率の推移



(7) 市町村設置事業における分担金・使用料

(平成29年4月1日現在)

市町名	分担金		使用料				
	金額	施行年月日	金額	施行年月日			
舞鶴市	5～10人槽：400,000円/戸 11人槽以上:換算戸数を乗ずる	H17.3.30	下水道 使用料 に 準ずる	基本料金5m ³ まで	: 720円/月	H28.10.1	
				超過料金(1m ³ につき)			
				5m ³ ～10m ³	: 60円/月		
				10m ³ ～50m ³	: 150円/月		
				50m ³ ～5000m ³	: 160円/月		
				5000m ³ ～	: 170円/月		
綾部市	5～10人槽：400,000円/戸 11人槽以上:事業費の40%	H14.12.26	下水道 使用料 に 準ずる	基本料金	: 1,000円/月	H29.4.1	
				1m ³ ～10m ³	: 40円/月		
				11m ³ ～20m ³	: 110円/月		
				21m ³ ～100m ³	: 200円/月		
				101m ³ ～250m ³	: 260円/月		
				251m ³ 以上	: 280円/月		
京丹後市	270,000円/戸	H16.4.1	下水道 使用料 に 準ずる	基本料金5m ³ まで	: 711円/月	H26.4.1	
				超過料金(1m ³ につき)			
				6m ³ ～50m ³	: 147円/月		
				51m ³ ～100m ³	: 152円/月		
				100m ³ を超える分	: 163円/月		
宇治田原町	5人槽:160,000円/戸 7人槽:180,000円/戸 10人槽:200,000円/戸	H16.4.1	下水道 使用料 に 準ずる	基本料金10m ³ まで	: 1,143円/月	H27.4.1	
				超過料金(1m ³ につき)			
				11m ³ ～20m ³	: 119円/月		
				21m ³ ～30m ³	: 123円/月		
				31m ³ ～50m ³	: 128円/月		
				51m ³ ～100m ³	: 138円/月		
				100m ³ ～	: 142円/月		
京丹波町	平成27年度から市町村設置事業を廃止		基本 料金	排水量	使用料	H26.4.1	
				～10m ³ まで	2,800円/月		
				1m ³ 当 たりの超 過料金	11～20m ³		100円/月
					21～30m ³		120円/月
					31～40m ³		140円/月
					41～60m ³		160円/月
	61m ³ ～	180円/月					

※使用料は、消費税抜き価格である
 ※受益者負担金は、課税対象外である

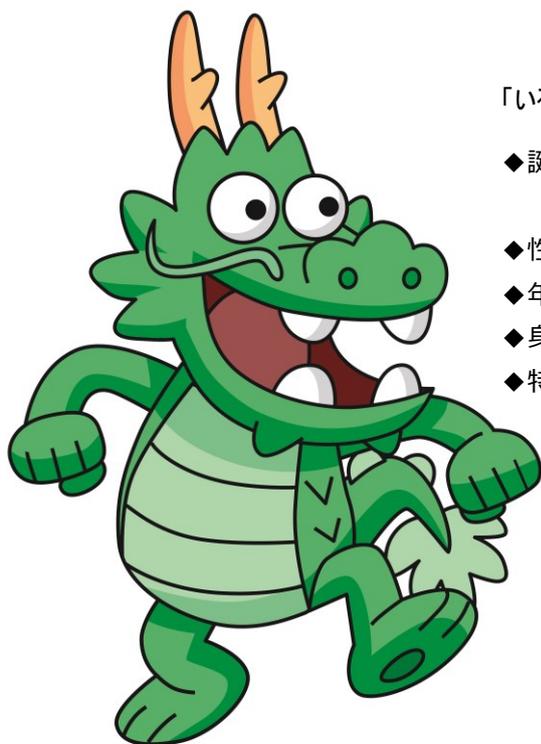
4-2 コミュニティ・プラント事業

当該事業は開発団地や既存集落等における地域の汚水処理施設により、し尿の衛生的処および公共用水域の水質保全を目的として、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき整備を行うものである。平成29年3月末時点の府内のコミュニティ・プラント施設は下記のとおりとなっている。

市名	施設名	処理方法	放流先	運転開始	処理能力 (m^3 /日) (日最大)	処理人口 (人)
綾部市	<small>くりはし</small> 栗橋地域 生活排水処理施設	せつしよくぼつき 接 触 曝 気	由良川	S61.4	43	104
宇治市	<small>しづかわ</small> 志津川地域 コミュニティ・プラント	オキシデーショ ン ディッチ法	志津川 (宇治川の支流)	H9.7	303	245

・トピック・

府の下水道マスコットキャラクター



「いろは呑龍トンネル」キャラクター どん りゅう た ろう
呑龍太郎

- ◆誕生：長岡京の洪水等により平安京に都が移された794年に、水害からみんなを守るために誕生。
- ◆性格：小さいころからガンバリ屋さん。京都を心から愛している。
- ◆年齢：1220才（人間で言えば20才くらい）
- ◆身長・体重：最大 9km 24万トン
- ◆特技：水泳 ◆趣味：魚釣り・ジョギング



リサちゃん

洛南浄化センター汚泥乾燥施設



ショウちゃん

洛南浄化センター消化ガス発電施設